三 情 審 第 9 号 令和元年 10 月 11 日

三島市長 豊 岡 武 士 様

三島市情報公開審査会 会長 白 井 正 人

三島市情報公開条例第 18 条の規定に基づく平成 31 年 3 月 14 日付け三企行第 615 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集に係る最優秀提案者以外の提案者4者の提案書等」の公文書開示請求拒否決定処分に対する審査請求について「諮問第8号]

1 審査会の結論

本件審査請求に係る公文書(以下「本件公文書」という。)である「三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集に係る最優秀提案者以外の提案者4者の提案書(三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集に関するご提案、三島駅南口東街区再開発事業で提案書、事業協力者募集提案書、三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集提案書)」の全部不開示決定並びに本件公文書である「第2回三島駅南口東街区再開発事業事業協力者選定審査会の開催結果について(報告)」及び「第3回三島駅南口東街区再開発事業事業協力者選定審査会の開催結果について(報告)」の一部不開示決定については、三島市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条第1号の規定による一部不開示は別論として、同条第3号の規定による全部不開示は、相当ではない。

そこで、当審査会は、実施機関である三島市長(以下「実施機関」という。) による上記の不開示決定を下記(1)の限度で取り消し、下記(3)の限度で本件公 文書を開示すべきと判断する。

記

- (1) 取り消すべき不開示部分 本件公文書のうち、下記(3)の開示すべき部分を不開示とした部分
- (2) 不開示を相当とする部分

- ア 「三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集に係る最優秀提案者以外の提案者 4 者の提案書」のうち、条例第 8 条第 1 号に規定する個人情報に該当する部分
- イ 本件公文書のうち、代表企業名及び構成企業名並びにそれらを推測させる事業実績及び事業内容等を記載した部分であり、かつ、条例第8条第3号に規定する法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する部分
- (3) 開示すべき部分 本件公文書のうち、上記(2)に掲記した部分を除いた全ての部分

2 審査請求及び審査の経緯

(1) 本件審査請求人 〇〇 〇〇さん(以下「請求人」という。)は、平成30年8月13日、条例第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「三島駅南口東街区再開発事業に関する事業協力者募集に係る各提案者の提案内容及び選定審査会における審査の内容が分かる文書」の開示を請求した。

実施機関は、平成30年8月28日、「開示請求のあった公文書は、事業協力者募集に際し、各提案者から徴収した提案書及びこれに付随して作成された文書であり、情報の内容が複雑であることから、開示等決定をするのに相当の日数を要するため」、条例第13条第2項の規定により、請求に係る決定期限を平成30年9月27日まで30日延長することとし、その旨請求人に通知した。

実施機関は、平成30年9月26日、開示の対象となる公文書に①「ASMACI 三島 三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集に係る事業企画提案書 (最優秀提案者による提案書)」、②「第1回三島駅南口東街区再開発事業 事 業協力者選定審査会の開催結果について(報告)」、③「第2回三島駅南口東 街区再開発事業 事業協力者選定審査会の開催結果について(報告)」、④ 「第3回三島駅南口東街区再開発事業 事業協力者選定審査会の開催結果 について(報告)」、⑤「三島駅南口東街区再開発事業 事業協力者選定審査 会の議事録の公表について(伺い)」が該当するとした上で、これらの公文書 のうち、条例第8条第1号に規定する個人情報(写真中の個人が特定できる 肖像、個人の携帯電話番号、三島駅南口東街区市街地再開発準備組合担当者 の氏名並びに三島駅南口東街区再開発事業事業協力者選定審査会審査員に 支出した報償金、費用弁償、合計、所得税控除額及び報償金支払額)を除い た部分を開示する決定を行った。 また同日、実施機関は、上記①から④までの公文書中の条例第8条第1号に規定する個人情報に該当する部分を不開示とする決定を行うとともに、最優秀提案者以外の提案者4者の提案書並びに上記③、④の公文書中の当該提案書の提案内容及び当該提案内容についての質疑応答に係る記載部分で当該提案内容が類推されるものについて、当該提案書が、各提案者との間で公にしないとの約束の下で提供されていることから、同条第3号に規定する法人に関する情報に該当するとして、当該部分を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)を行った。

請求人は、平成30年10月9日、本件処分の取消しを求めて、審査請求 (以下「本件審査請求」という。)を行った。実施機関は、平成30年11月7日、当該審査請求についての弁明書を提出した。平成30年11月14日、請求人に弁明書を送付し反論書等の提出を依頼したが、反論書等は提出されなかった。実施機関は、平成31年3月14日、条例第18条の規定により、当審査会に対して諮問を行った[諮問第8号]。

(2) 当審査会の審査においては、平成31年4月25日、実施機関からの意見聴取が行われた。また、令和元年5月24日、実施機関からの意見聴取及び請求人による口頭意見陳述が行われた。

3 審査会の判断

(1) 本件公文書について

以下、本件公文書のうち、「三島駅南口東街区再開発事業事業協力者 募集に係る最優秀提案者以外の提案者 4 者の提案書(三島駅南口東街区再開 発事業 事業協力者募集に関するご提案、三島駅南口東街区再開発事業 ご 提案書、事業協力者募集 提案書、三島駅南口東街区再開発事業事業協力者 募集提案書)」を「本件公文書①」、「第 2 回三島駅南口東街区再開発事業 事 業協力者選定審査会の開催結果について(報告)」を「本件公文書②」、「第 3 回三島駅南口東街区再開発事業 事業協力者選定審査会の開催結果につい て(報告)」を「本件公文書③」という。

(2) 本件審査請求に係る不開示情報について

実施機関は、本件処分により不開示となった部分は条例第8条第3号に規定する不開示情報に該当するとして、次のような主張をしている。

第1に、「本件公文書①は、各提案者との間で公にしないとの約束の下で 提供されている」(弁明書)、第2に、「提案書の内容が公表されることによ り、提案者の今後の事業活動が損なわれ、当該提案者の権利、競争上の地位、 その他正当な利益を害することが相当程度想定される」(弁明書)、第3に、 「公表した場合、今後本市において同様の公募等を実施する際に、公開を避けるため事業者の応募が減少し、また提案内容においても必要な情報の記載がされないおそれがあることから、法人等における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的である」(弁明書)と主張する。

それに対し請求人は、第1に、三島駅南口東街区再開発事業事業協力者募集要項を引用し、「「※最優秀提案者以外の応募者名は公表しません。」との記載はありますが、最優秀提案者以外の提案書を発表しませんとの記載はない」(審査請求書)、第2に、「拒否理由が公開資料には明示されていない事から、三島市情報公開条例(中略)第8条の不開示情報に該当しない」(審査請求書)と主張する。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

そこで、当審査会は、まず、条例第8条第3号の規定に照らし、実施機関 と提案者との間に本件公文書①を公にしないとの約束があったかを検討す る。

確かに、事前ヒアリングにおけるやりとり及び「三島駅南口東街区再開発事業 事業協力者募集 質疑一覧」(弁明書及び弁明書の添付書類)の記載内容からは、次点以下の提案者の提案内容について、一部の提案者との間でそれを公にしないとの共通認識があったことはうかがえる。しかしながら、これをもって直ちに不開示とする約束が明示あるいは黙示にあったと断ずることは困難であると考える。

また、仮に公にしないとの約束の下任意に提供された提案書であったとしても、そのことだけで不開示とされるのではなく、当該提案書の性質上、「法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であるもの」(条例第8条第3号)であることが必要である。

この点を念のために確認すると、全国的に再開発事業を行っている自治体が少ないなか、他の自治体における取扱いを調査したところ、開示・不開示の判断は自治体により異なるとの結果が得られており(平成31年4月25日実施機関意見聴取)、再開発事業では提案内容等を公にしないことが常例であるとまでは言えず、当該約束の締結が状況に照らし合理的であるとも言えないと考える。

したがって、当審査会は、非公開約束の存在及びその約束締結の合理性を 理由として実施機関が行った不開示の判断は、適切ではないと判断する。

次に、本件公文書の開示による「正当な利益を害するおそれ」について検

討する。条例第8条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」についても不開示情報としているところ、この点については、実施機関から各企業体への意見聴取の結果、提案内容には特許権や企業秘密に関するものは含まれていないとの回答が得られている(令和元年5月24日実施機関意見聴取)。

しかしながら、当該規定の適用範囲は、特許権や企業秘密に関する情報に限られるものではなく、開示により企業の社会的評価が損なわれるものと認められる情報も含まれるものと解されている。本件においては、代表企業名や構成企業名という法人に関する情報、各企業名が推測される事業実績及び事業内容に関する情報並びに再開発事業応募の落選及び提案内容に対する審査員の評価が相まって、事業者の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

よって、当審査会は、本件公文書①、本件公文書②及び本件公文書③のうち、代表企業名及び構成企業名並びにそれらを推測させる事業実績及び事業 内容等を記載した部分に限り開示による「正当な利益を害するおそれ」があるものと判断する。

(4) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会は、実施機関が本件処分と併せて行った本件公文書②及び本件公文書③についての条例第8条第1号に該当することを理由とした不開示決定については適切であると判断する。

また、本件公文書①に関する本件処分のうち、上記(3)の限度を超えるものとして条例第8条第3号の該当性が認められない部分についても、同条第1号の該当性が認められる部分については、不開示とすることが相当である。

(5) 以上より、当審査会としては、条例第7条の規定に基づいて、本件公文書につき、「1 審査会の結論」に記載した内容で開示を認めるのが相当であるとの結論に至った。

4 審査会の処理経過

平成31年3月14日 審査諮問書の受理

同年3月27日 諮問の審査(平成30年度第1回審査会)

同年4月25日 実施機関からの意見聴取(令和元年度第 1 回審査 会) 令和元年5月24日 実施機関からの意見聴取及び請求人による口頭意

見陳述(令和元年度第2回審査会)

同年6月28日 諮問の審査(令和元年度第3回審査会)

同年7月26日 諮問の審査(令和元年度第4回審査会)

同年9月 3日 諮問の審査及び答申内容の確定(令和元年度第5回

審査会)

三島市情報公開審査会

白 井 正 人(会長)

坂 本 真 樹 (職務代理者)

大村知子(委員)